平成29年度(第12回)

串本町農業委員会定例会 会議録

平成30年3月9日(金)

第12回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 平成30年3月9日(金)午後1時30分~

場 所 串本町役場 第2庁舎3F 大会議室

招集者 串本町農業委員会会長 西 謙譲

議事

第66号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第67号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第68号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第69号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第70号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第71号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第72号 農地法第3条の規定による許可申請について

第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第77号 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議について

出席委員

1番	尾鷲壽夫	2番	吉川きり子	3番	小山喜行	4番	阪田洋好
5番	坂本渡	6番	芝崎憲年	7番	角是明	8番	中筋雄四郎
9番	中村省一	10番	西謙讓	11番	東地寧司	12番	福島雄一
13番	増本昌弘	14番	山下敏文	15番	宇井良子	16番	地當久男
17番	杉本百生	18番	鈴木利朗	19番	堤和之	20番	中谷清可
21番	山田定男	22番	吉井孝夫				

欠席委員

なし

出席した職員

渡瀬 • 前地

議長

(西会長 挨拶)

ただ今から平成29年度第12回の串本町農業委員会の定例会を開催いたします。

本日欠席の委員はありません。署名委員は、4番阪田委員、5番坂本委員といたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議をいたします。議案第66号農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局

(議案書に従い説明)

議長

現地調査報告をお願いします。

中村委員

9番、中村です。

議長

はい、9番中村委員。

中村委員

(現地調査報告)

議長

それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告に ついて、質疑のある方はございませんか。

(なしの声)

議長

無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに 決定致しました。

議長

続きまして、議案第67号農地法第2条の農地でない旨の証明願につい

てを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い説明)

議長
それでは、現地調査報告をお願いいたします。

阪田委員 4番、阪田です。

議長 4番、阪田委員

阪田委員 (現地調査報告)

議長ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告に ついて、質疑のある方ございませんか。

東地委員はい。

議長 11番、東地委員。

東地委員 過去に5条申請がされていますが、今回2条申請となっている理由はど

ういったものですか。

事務局 (議案書に従い説明)

東地委員 5条申請が提出されていたのであれば、農地から除外されているのでは。

事務局 地目を変更するには、許可が出て転用した後に地目を変更します。転用

する許可が出ているが転用していない場合は、地目は変更されません。

議長 他にございませんか。

無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに決

定致しました。

議長 続きまして、議案第68号農地法第2条の農地でない旨の証明願につい

てを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い説明)

議長 ありがとうございました。

続いて、現地調査報告をお願いいたします。

13番、増本です。 増本委員

はい、13番、増本委員。 議長

増本委員 (現地調査報告)

議長 ありがとうございました。

> それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告に ついて、質疑のある方ございませんか。

(なしの声)

議長 無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ござ

いませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに決

定致しました。

続きまして、議案第69号農地法第2条の農地でない旨の証明願につい 議長

てを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局

(議案書に従い説明)

議長

ありがとうございました。

続きまして、現地調査報告をお願いします。

杉本委員

はい、17番、杉本です。

議長

17番、杉本委員。

杉本委員

(現地調査報告)

議長

ありがとうございました。

本件の現地調査報告については、頭を悩まされたと思います。私も現地調査に同行いたしましたが、筆数が多く面積も3,926㎡と広くなっています。約4反、これだけの面積のため、慎重な審査が必要と考えます。判断するにあたり、森林化しているかや灌木が生えている状況であれば農地でないと判断されます。現地調査の現場で協議しましたが、判断に迷う結果となりました。そのため、この場で写真を確認していただき判断していただきたいと思います。

農業をする前向きな方が見ると農地であると判断でき、農業に興味が無く他の利用を考えている方であれば農地でないと判断できる案件となります。そのため、みなさんの判断を仰ぎたいと考えています。

杉本委員、そうでしたね。

杉本委員

はい。

私の説明について不十分なところがありましたので説明します。(写真を見ながら)左側の写真で右側に見えているところが3から4m下がっています。そのため、水田としては不向きな状況となっています。しかし、右側の写真については、川の氾濫があっても浸からない状況です。これが5筆。下がった所は10筆あります。(公図を見ながら) ____番から___番、___番です。___番から___番が公図で言えば、上の右側の写真となります。これで5筆となります。

面積的には、3,926㎡の内、上の面積が約1,600㎡。下の方が10筆で約2,400㎡となります。

議長

水路から下の方は、雨が降ると川が氾濫し土手が崩れています。雑木も

生え、農地としては耕作が困難と思われます。水路から上は川の氾濫が影響しないという状況ですね。

杉本委員はい。

議長このような状況からみなさんに判断していただきたいです。

ご意見、ご質問ございませんか。

事務局 補足説明があります。

議長はい、事務局。

事務局 杉本委員から説明のあった通り、耕作困難な理由としては水路に水がひ

かれていないこと、洪水で浸水すること、上田原の一番奥にあるため集落

や他の農地と離れていることが原因となります。

議長事務局からの情報も参考に判断をお願いします。

山下委員はい。

議長 14番、山下委員。

山下委員 下の方にポンプ小屋がありますが、昔は上の方にもあったのでしょうか。

杉本委員 昔は、上流の方から水路がありました。それが無くなって、ポンプ小屋

が建てられました。

議長 尾鷲委員、現地を確認してどう感じましたか。

尾鷲委員 はい、半分はやれるかなと思います。これを認めていくと、今後の案件

尾鷲委員をどれも認めることになると考えます。

ただ、場所的に集落から遠いということですね。

角委員はい。

議長 7番、角委員。

角委員 地番でいうと、浸水するのはどこですか。

杉本委員 ___番地、___番地の2筆、___番地、___番地、___番地、___番地

__番地、___番地、___番地、___番地となります。

残りの5筆が写真右上となります。段差が3、4mあります。

中村委員はい。

議長 9番、中村委員。

中村委員 耕作放棄地として申請され、平成7年から耕作していないとのことです

が、樹木が茂っていそうですが茂っていません。

吉井委員はい。

議長 22番、吉井委員。

吉井委員 水に浸かる田はたくさんあります。現状、木や竹が生えていないという

ことから非農地として認められないと考えます。

事務局はい。

議長はい、事務局。

事務局 非農地証明は現況証明ということで、見た目に加え状況的な部分も考慮

しないといけないと考えます。

阪田委員はい。

議長 4番、阪田委員。

阪田委員 20年耕作放棄すると樹木が茂っていそうですが、茂っていないのはふ

け田だからでしょうか。

議長

ふけ田ではありません。手入れしていたのではないでしょうか。

他に意見ございませんか。

色々な意見をいただきましたので、採決したいと思います。採決については、農業委員さんにお願いいたします。

それでは、全体が農地であると判断し、2条申請を認めない方。挙手を お願いします。

(13名の内、挙手7名)

部分的に2条申請を認めると考える方は挙手をお願いします。

(13名の内、挙手6名)

ということで、全体として却下することに決まりました。今後、この案件をこのようなケースの参考にしていきたいと考えます。

ありがとうございました。

議長

続いて、議案第70号農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを 議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局

(議案書に従い説明)

議長

現地調査報告をお願いします。

地當委員

はい。

議長

16番、地當委員。

地當委員

(現地調査報告)

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。

角委員

はい。

議長

7番、角委員。

角委員

私も現地調査に同行しましたが、現地は駐車場になっており、当日も駐

車されておりました。加えて砂利が敷き詰められており、かなり農業を再 開するには困難な状況となっています。

議長 他にご意見ございませんか。

(なしの声)

議長 無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ござ

いませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに決

定致しました

議長 続いて、議案第71号農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを

議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い説明)

議長ありがとうございました。

続きまして、現地調査報告をお願いします。

小山委員はい。

議長 3番、小山委員。

小山委員 (現地調査報告)

議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。

(無しの声)

議長 無いようですの

無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ござ

いませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに

決定致しました。

議長 続きまして議案第72号農地法第3条の規定による許可申請についてを

議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い説明)

議長ありがとうございました。

続きまして、現地調査報告をお願いします。

増本委員はい。

議長 13番、増本委員。

増本委員 (現地調査報告)

議長ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。

(無しの声)

議長無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ござ

いませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに

決定致しました。

議長

続きまして、議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局

(議案書に従い説明)

議長

ありがとうございました。

続きまして、現地調査報告をお願いします。

中村

9番、中村です。

(現地調査報告)

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。

(無しの声)

議長

無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに決 定致しました。

議長

続きまして、議案第74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局

(議案書に従い説明)

議長

ありがとうございました。

続きまして、現地調査報告をお願いします。

増本委員 はい、13番増本です。

議長 13番、増本委員。

増本委員 (現地調査報告)

議長ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。

(無しの声)

議長 無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ござ

いませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに決

定致しました。

議長 続きまして、議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い説明)

議長ありがとうございました。

続きまして、現地調査報告をお願いします。

中村委員 9番、中村です。

議長 9番、中村委員。

中村委員 (現地調査報告)

議長ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。

(無しの声)

議長 無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ござ

いませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに決

定致しました。

議長 続きまして、議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い説明)

議長 続きまして、現地調査報告をお願いします。

尾鷲委員 1番、尾鷲です。

議長 はい、1番、尾鷲委員。

尾鷲委員 (現地調査報告)

議長ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。

(無しの声)

議長 無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ござ

いませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに決

定致しました。

議長 続きまして、議案77号 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書

についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い説明)

議長ありがとうございました。

続きまして、現地調査報告をお願いします。

宇井委員 はい、15番宇井です。

議長 15番、宇井委員。

宇井委員 (現地調査報告)

議長ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。

(無しの声)

議長 無いようですのでお諮りをします。原案どおり承認することに異議ござ

いませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については、原案どおり承認することに決

定致しました。

以上をもって、平成29年度第12回定例会を終了致します。長時間ありがとうございました。

(前回定例会で委員から農耕用トラクターに係る軽自動車税等 問があったため、事務局から今後も適正な賦課等にご協力いた 明。)	
	たくより説
明。)	
午後3時13分 定例会	終了